

市・都民税の公的年金からの特別徴収(天引き)が

平成21年10月から始まります

平成20年度地方税法等の改正により、公的年金受給者の納税の便宜や市町村における個人住民税徴収の効率化を図るため、公的年金にかかる所得に対する市・都民税の所得割額及び均等割額

対象となる方

前年中に公的年金等の支払いを受けた方で、特別徴収する年度の初日(4月1日)において老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方が対象になります。ただし、次の場合は、特別徴収の対象になりません。

老齢基礎年金等の給付年額が18万円未満である場合
当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の給付額を超える場合

対象となる税額

公的年金等にかかる所得に対する市・都民税の所得割額及び均等割額

実施される時期

平成21年10月支給分から

徴収の方法

【初年度】

特別徴収制度が導入される平成21年度、または新たに特別徴収の対象者となった方は、上半期の6・8月に年税額の4分の1ずつを普通徴収(納付書や口座振替等によりご自身でお支払いいただく納付方法)します。表1。下半期の年金支給月である10・12・2月に年税額の6分の1ずつを特別徴収します。表2。

表1 特別徴収を開始する年度における徴収方法【初年度】

普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

表2 通常年度における徴収方法【翌年度以降】

特別徴収				
4月	6月	8月	10月	12月
前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額の1/3ずつ			年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを本徴収	

上半期の年金支給月である4・6・8月に、前年度の下半期(前年の10月からその翌年の3月)の特別徴収税額の3分の1ずつを仮徴収します。表2。下半期の年金支給月である10・12・2月に、確定した当該年度の年税額から上半期に仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを本徴収します。表2。

問 市税課 ☎724・2117
答 2115、2117

市教育委員会では、教育関係法令などの改正を受け、昨年度末、教育目標と基本方針を大幅に改定しました。これにもとづき、既存の教育施策を整理し、今後の教育の方向性を明らかにするため、「町田市教育プラン」の策定を進めています。

このたび、市民意識調査の結果などを踏まえ、プランの案をまとめました。そこで、より良いプランの策定を目指して、皆さんからのご意見を募集します。

問 教育総務課 ☎724・2172

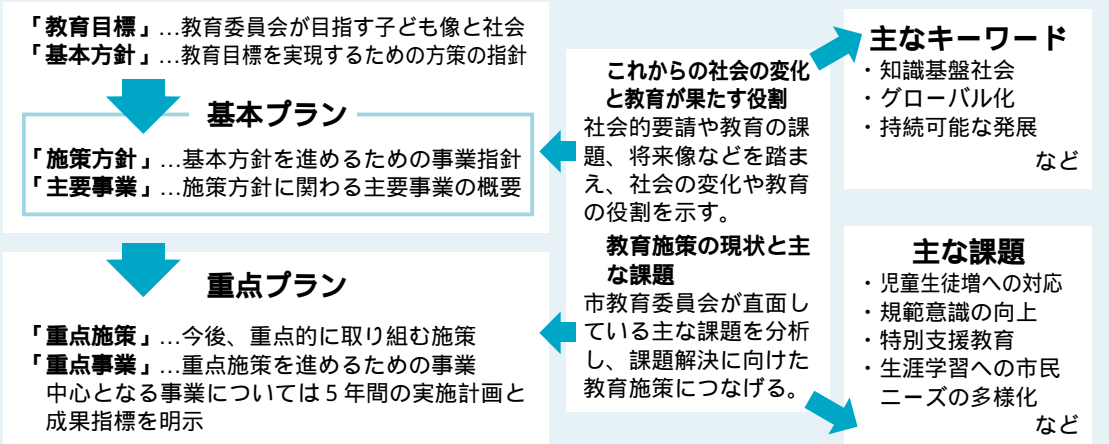
「町田市教育プラン(案)」

パブリックコメント概要

皆さんのご意見をお寄せ下さい!

町田市教育プラン(案)の構成

町田市教育プランは、教育目標や基本方針を軸として諸事業を体系化した教育施策の全体計画である「基本プラン」と、これからの社会の変化と教育が果たす役割や課題などを背景として、今後の教育施策の方向を示した重点計画である「重点プラン」の2つで構成されています。計画期間は2009年度を初年度とし、おおむね10年とします。



重点プランの骨子

- 重点施策1 子どもの確かな学力と豊かな人間性を育てる**
小中一貫教育推進事業(町田っ子カリキュラム)
新教育課程編成資料作成
大学連携事業(夏季授業力・教育課題研修)
- 重点施策2 子ども一人ひとりに応じた指導体制を充実する**
特別支援教室整備事業
特別支援事業
学校不適応中学生支援事業
校内研修システムの確立
大学連携事業(e-ラーニング学習支援)
- 重点施策3 時代のニーズに応じた学校を建設・整備する**
学校新設事業
学校施設リファイン計画
学校ネットワーク整備事業
小中一貫校設置事業
- 重点施策4 一貫・連携した教育を推進する**
国際理解教育推進事業(国際交流活動)
小中一貫教育推進事業(一貫指導推進校指定)
大学連携事業(連携の拡充)
小中一貫校設置事業(重点施策3と同じ)

重点施策5 地域協働の学校を創る

- 学校支援ボランティア推進事業
学校支援センター事業
町田市スクールボード校の指定
地域運営部活動事業
- 重点施策6 教員が学校教育に専念できる体制を支援する**
学校パートナーシップ推進事業
特別支援教育推進事業
給食費等未納対策
学校支援センター事業(重点施策5と同じ)
- 重点施策7 市民のニーズにあった学習機会を提供する**
学習機会の提供計画策定事業
生涯学習コーディネーター養成事業
- 重点施策8 図書館活用の促進を図る**
既存施設の活用による資料受け渡しシステムの構築
「第2次子どもの読書活動推進計画」策定事業
- 重点施策9 文化財活用の促進を図る**
文化財総合活用プラン策定事業
- 重点施策10 市民に関わった教育行政を進める**
教育委員会の施策等の点検・評価の実施
積極的なパブリシティの推進
子ども教育委員会の開催

町田に静かな空を返せ

米軍に航空機騒音の防止及び安全対策等の推進を要請

町田市と東京都は、厚木飛行場に起因する航空機騒音の影響を把握するため、毎年騒音調査を実施しています。東京都環境局の調査(平成19年度調査結果)によると、都が指定した市内の環境基準指定地域内点の7か所のうち4か所が環境基準を超過していることが判明しました。このため、市は10月21日、東京都と

【問い合わせ先】

町田市企画調整課 ☎724・2103
環境改善部大気保全課 ☎03・5388・3489
町田市の騒音状況等に関すること
町田市環境保全課 ☎724・2711

2008年 航空機騒音発生状況 4月~9月

環境保全課 ☎724・2711

市で行った最新の測定結果をお知らせします。(dB=デシベル)

測定場所	測定日 2008年	総数	騒音発生回数 単位:回				月最高音
			70-80dB	80-90dB	90-100dB	100dB以上	
本町田東小	4月	148	88	57	3	0	96dB
	5月	207	105	87	14	1	102dB
	6月	60	53	7	0	0	85.3dB
	7月	115	92	21	2	0	93.9dB
	8月	77	47	24	6	0	94.9dB
	9月	99	75	20	4	0	94.9dB
小山小	4月	258	231	23	3	1	100dB
	5月	236	202	30	4	0	95.5dB
	6月	200	174	25	1	0	94.7dB
	7月	208	185	18	5	0	95.8dB
	8月	213	189	18	4	2	102dB
	9月	283	263	19	1	0	90.9dB
町田第五小	4月	214	152	61	1	0	92.6dB
	5月	240	161	65	12	2	102dB
	6月	117	94	22	1	0	95.8dB
	7月	124	109	14	1	0	93.7dB
	8月	111	94	14	2	1	104dB
	9月	105	77	26	2	0	93.8dB
忠生第三小	4月	151	82	50	18	1	101dB
	5月	211	94	91	24	2	102dB
	6月	62	56	6	0	0	82.6dB
	7月	32	28	3	0	1	105dB
	8月	63	51	12	0	0	85.5dB
	9月	85	71	12	2	0	94.9dB

発生回数は、70dB以上の騒音が5秒間以上継続した回数です。町田市役所のデータについては、東京都より報告があり次第掲載します。2008年5月12日から5月28日の間、空母キティホークが入港していました。2008年9月25日から10月1日の間、空母ジョージワシントンが入港していました。音の目安
70dB...目覚まし時計の音 80dB...地下鉄車内の音
90dB...スピーカーの1メートル前で聞くカラオケの音
100dB...電車通過時のガード下

ご意見等提出方法

一募集期間一

11月17日(月)~12月16日(火)

一資料の閲覧及び配布一

町田市教育プラン(案)の詳細は、町田市ホームページ(パブリックコメント)のほか、以下の窓口で閲覧及び資料の配布を行っています。

- 教育総務課(市役所森野分庁舎3階)、市民相談室(市役所本庁舎1階)、市政情報やまびこ(市役所中町分庁舎1階)、市民協働推進課(町田市民フォーラム3階)
- 各市民センター、木曾山崎・玉川学園文化の各センター
- 教育センター 各市立図書館
- まちだ中央公民館

一提出方法一

郵送 〒194-0022、森野1-33-10、教育総務課あて
ファクシミリ ☎724-1197
電子メール mcity290@city.machida.tokyo.jp
窓口への提出 教育総務課(市役所森野分庁舎3階)
ほか上記の各資料の配布窓口へ

一注意事項一

- 書式は自由ですが、住所、氏名、電話番号、件名を必ずご記入下さい。
- 電話、窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- ご意見への個別の回答は行いません。
- 公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- 寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、本紙及び町田市ホームページ等で2月上旬ごろに個人情報を除き公表します。